

弊社測定値が新法(2020年栄養成分表示義務化)に適合する採用可能根拠

食品表示法が改正され、原則として、業務用加工食品を除く消費者向けに予め包装されたすべての加工食品と添加物に、栄養成分表示が義務化されたため、食品関連事業者は、平成32年(2020年)3月31日までに食品表示基準にしたがった表示に移行しなければならないことになりました。弊社が測定する計算値は、上記改正法に適合するものです。

近赤外線分光法による計算値は「合理的な推定により得られた値」

食品表示法及び食品表示基準(内閣府令)による「公定法」としての食品栄養成分分析は「理化学分析」(分析値)ですが、一定の要件を満たせば、同法には「原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値、その他の合理的な推定により得られた値」※1を表示することができるものとされています。すなわち、七訂「日本食品標準成分表」等で計算した数値でも表示可能とされています。(但し、表示された値が分析値とは一致しない可能性があることを示す表示をすること、表示された値の設定の根拠資料を保管することが必要ですので、ご注意ください。

※1「合理的な推定により得られた値」とは、原材料の栄養成分量から計算した値やサンプル品を分析した値のことをいいます。

計算値を表示値とすることができる場合

以下の要件を満たす製品の場合、計算値による表示を行うことができます。

- ・原料について配合量が重量で記載されたレシピに基づき作成されていること
- ・原料について、その栄養成分等の含有量を示す妥当な根拠が存在すること
- ・調理加工前後における重量変化率を検討していること

計算値以外の表示について

計算値を表示値とする場合で、表示値とおりの栄養成分含量となるように製品を品質管理することが困難な場合は、栄養成分値に表示値との差が認められると推定されますので、合理的な推定方法に基づく「この表示値は、目安です」、「推定値」を明示し、かつ、そのことを適切な表現で示した上で表示することが必要となります。

この場合、以下にみるとおり、表示値設定根拠を保管し、行政からの求めに応じて開示することが必要となります。

栄養成分表示の設定根拠の保管について

計算値を表示する場合で栄養成分の品質管理が十分になされている場合は、以下の資料を作成し、保管することが望ましいとされています。

- ・採用した計算方法、引用したデータベースの名称
- ・原料について配合量が重量で記載されたレシピ
- ・原料について、その栄養成分等の含有量を示す妥当な根拠に基づくデータ
- ・調理加工前後における重量変化率に関するデータ

計算値を表示する場合で栄養成分値と表示値との差が認められることが想定される場合は、以下の書類を作成、保管し、行政の求めに応じて開示する必要があります。

- ・原料の配合表及び調理加工工程表
- ・原料の栄養成分及び利用したデータベースの種類に関する資料
- ・栄養成分計算に関する資料

消費者庁ガイドラインより一部引用

Q. 栄養表示に「カロリーアンサー」の測定値は使えますか？

A: カロリーアンサー[近赤外線分光分析法]による測定値の根拠データは、日本食品標準成分表や、食品の理化学分析結果のデータを基に、食品その物に含まれる成分を近赤外線分光分析法によって得られたデータを解析し、各成分を導き出しています。よって、「カロリーアンサー」の測定値は、各データの計算値と捉え表示の際は、「推定値」や「目安」である事を伝える事が重要です。

引用:株式会社ジョイ・ワールド・パシフィック(弊社採用機器製造元)

弊社測定値の取り扱い上の注意事項

=カロリーアンサーによる測定の注意事項=

- ・(株)ジョイ・ワールド・パシフィック社製カロリーアンサーを用いた、近赤外線分光分析法による簡易測定によりカロリーその他(参考値として:タンパク質、脂質、炭水化物)を算出します。
- ・測定困難な食品として、透過性の無い液体(イカ墨)、濃縮液や難消化性糖質を多く含む食品(例:キシリトール、寒天、スクラロース)などは御依頼をお受けできない事があります。
- ・検査の可否について、お電話でお問合せ下さい。
- ・食品の主要原材料配合比をお教え頂くことで、より正確な測定が可能となりますので、ご協力をお願いすることがあります。※特に原材料に食物繊維・低カロリー甘味料・寒天を使用している場合は、測定数値に影響がありますので、事前に添加量をお知らせ下さい。
- ・商品等への栄養成分表示につきましてはお客様のご判断をお願いします。測定結果における弊社の責任については、返金・再測定の形でのみ負うものとさせていただきます。
- ・測定結果数値につきまして疑義が発生した場合、再度食品サンプルをお送り頂ければ再度測定させていただきますが、その際サンプル代と送料はお客様にてご負担頂きます。
- ・ご提出いただいた検体は受付時に返却のご希望がない限り、測定終了後に廃棄させていただきます。
- ・測定結果報告書等及び測定データはご依頼者に帰属いたします。なお、ご依頼者の作成した掲載物に起因する紛議または経済的負担に関しての一切の問題について弊社は免責されるものと致します。

その他ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい。

株式会社フーズコミュニケーション 受付 TEL076-282-9061